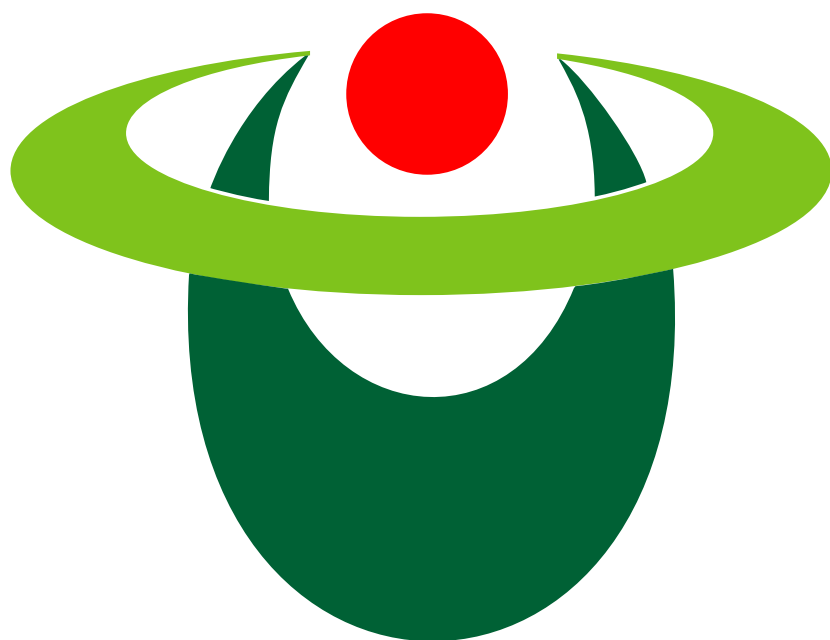


第2次平川市地域福祉計画



平成26年3月

平 川 市

はじめに



本市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、地域の様々な生活課題に地域全体で取り組む体制づくりを進めてきました。

近年、わが国では急速な少子高齢化や核家族化の進行に伴う社会情勢の中にあつて、本格的な高齢社会を迎えています。また、社会経済状況の低迷による生活困窮者の増加や地域のつながりの希薄化が更に進む中、災害時における要援護者の把握や支援だけでなく、日頃からの地域の結びつきやつながりが、改めて必要とされています。

このような状況の下、第1次計画の計画期間が終了することから、これまで以上に地域福祉の充実とさらなる協働を推進し、安全で安心できる少子高齢化時代の福祉の充実を図っていくため、第1次計画の基本理念や取組体系を継承することとして、第2次計画を策定いたしました。

今回策定しました「第2次平川市地域福祉計画」は、更なる地域の福祉力の向上を目指し、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民、地域団体、NPO、ボランティア団体など、地域社会を構成するさまざまな活動主体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、新たに、低所得者福祉の充実、災害時要援護者に配慮した防災対策の推進、権利擁護体制の充実を重点施策に加え、地域住民の持つ生活課題を解決し、住みよい福祉のまちを創り上げる取り組みの推進を図っていく内容となっています。

今後とも、本計画の基本理念であります「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」の実現を目指し、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、それぞれにお忙しい中、ご尽力をいただきました計画策定委員の皆様方、また、ご協力いただいた皆様方に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

平川市長 長尾 忠行

目 次

はじめに

第 1 章 計画策定にあたって

1	地域福祉とは	1
2	計画策定の背景	1
3	計画策定の目的	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画期間	6
6	計画の策定体制	7

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口と世帯数	8
2	出生数の推移	9
3	高齢者（65歳以上）世帯数の推移	10
4	高齢者（65歳以上）に占める要介護等認定者の状況	10
5	障害者手帳等所持者の状況	12
6	生活保護の状況	13
7	主要死因の状況	14
8	健診受診者数の状況	15
9	乳幼児健診実施状況	16

第 3 章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	17
2	計画の基本目標	17
3	施策の体系	21

第 4 章 施策の展開

1	地域住民による福祉活動の推進	22
(1)	地域福祉ネットワークの構築	22
(2)	社会福祉協議会との連携による活動の推進	23
(3)	ボランティア・NPO活動の推進	23
(4)	小地域福祉活動への支援	24

2	福祉サービス利用の支援	25
	(1)相談体制の充実	25
	(2)低所得者福祉の充実	26
3	子育て支援の充実	27
	(1)保育・子育てサービスの充実	27
	(2)ひとり親世帯に対する支援	28
	(3)子どもの安全の確保と健全育成	29
4	健康づくりの推進	30
	(1)健康づくりの推進	30
	(2)母子保健事業の充実	32
5	在宅での自立生活支援	33
	(1)高齢者福祉事業の展開	33
	(2)介護保険事業の展開	34
	(3)障がい者の自立生活促進	35
6	すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	35
	(1)バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進	36
	(2)災害時要援護者に配慮した防災対策の推進	37
	(3)地域防犯体制の推進	39
	(4)交通安全対策の推進	39
	(5)権利擁護体制の充実	40

第5章 計画の推進

1	計画の推進	42
	(1)住民との連携推進	42
	(2)団体・事業者との連携推進	42
	(3)社会福祉協議会との連携強化	42
	(4)行政の役割	42

参考資料	43
------	----

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちと関わりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常の様々な課題の中でも、特に福祉分野においては多くの課題がみられます。例えば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、病気のために動けなくなったり、障がいがあって在宅生活の支援が必要になるといった場合があります。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯や障がいのある人が日々のごみ出しや電球の取り換え、冬の除排雪などに困るといったように、公的なサービスや制度では対応できない小さな福祉課題も多くあります。

私たちが暮らす地域社会には、様々な福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がおり、私たちのだれもがその当事者になり得ると言えます。

このように、だれもが地域で安心して暮らしていけるためには、日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）で解決し、また、ボランティア、NPO活動等の組織的な支えあいの力（共助）で解決し、地域で解決できない問題は行政の力（公助）で解決するといった、重層的な取り組みが必要となってきます。

言わば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、住民相互の助けあい・支えあいの力があり、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、住民が主役で進める取り組み、地域における助けあいの仕組みが地域福祉と言えます。

2 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化といった社会全体の構造の変化により、家族の形や地域の姿が変化しつつあります。これらの家族機能の変化や価値観の多様化などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、身近な市民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。

国では、このような地域の中の結びつきの弱体化に対応するため、「社会福祉

基礎構造改革」として、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通する基盤的制度的見直しが行われました。

この改革の中で、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画を策定するように規定されました。その中で、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

平成19年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

また、平成20年の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示され、その後、平成22年に「地域支え合い体制づくりモデル事業」を実施する等、地域性を活かした主体的な支えあい体制の確立を図っています。「新たな支えあい」とは、公的サービスで対応しきれない地域における様々な生活課題を、そこに住む市民が主体となりお互いに支えあって対応していくこととしており、「新たな支えあい」の視点を盛り込んだ地域福祉計画の策定が必要とされています。

さらに、少子高齢化や社会構造の変化に対応するため、社会保障と税の一体改革が進められるとともに、平成24年には障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、介護保険法の改正、子ども・子育て関連3法の成立など、社会福祉制度が大きく変化し、地域福祉を取り巻く状況は急速に変貌しています。

○社会福祉法より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画策定の目的

本市においては、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

このような中、少子高齢化の一層の進展、高齢者の孤立死などに見られる地域社会のつながりの希薄化、災害時の要援護者への支援体制の重要性の高まりなどの新たな課題が生じており、これまで以上に住民が連携・協力し、地域福祉を推進していく体制を構築していくことが求められています。

このようなことから、引き続き住民や事業者などとの連携強化に努めながら、お互いが共に支え合う地域づくりを支援するため、平成25年度で計画期間が終了する第1次計画を改定し、新たに「第2次平川市地域福祉計画」の策定をするものです。

○平川市地域福祉計画（第1次計画）

「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」を基本理念とし、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標として掲げ、地域福祉施策への反映や総合的な福祉の推進を目指しました。

4 計画の位置づけ

■ 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

○ 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■ 平川市長期総合プランとの関係

平成19年度に策定された平川市長期総合プランでは、基本理念に掲げる「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」、都市の将来像を「地域住民との協働作業できらめくまち」と設定しています。この都市の将来像の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの基本目標の中で、「お互いが支え合う共生のまちづくり」が示されています。このことから、平川市長期総合プランを上位計画とし、整合を図っていきます。

■ 他計画との関係

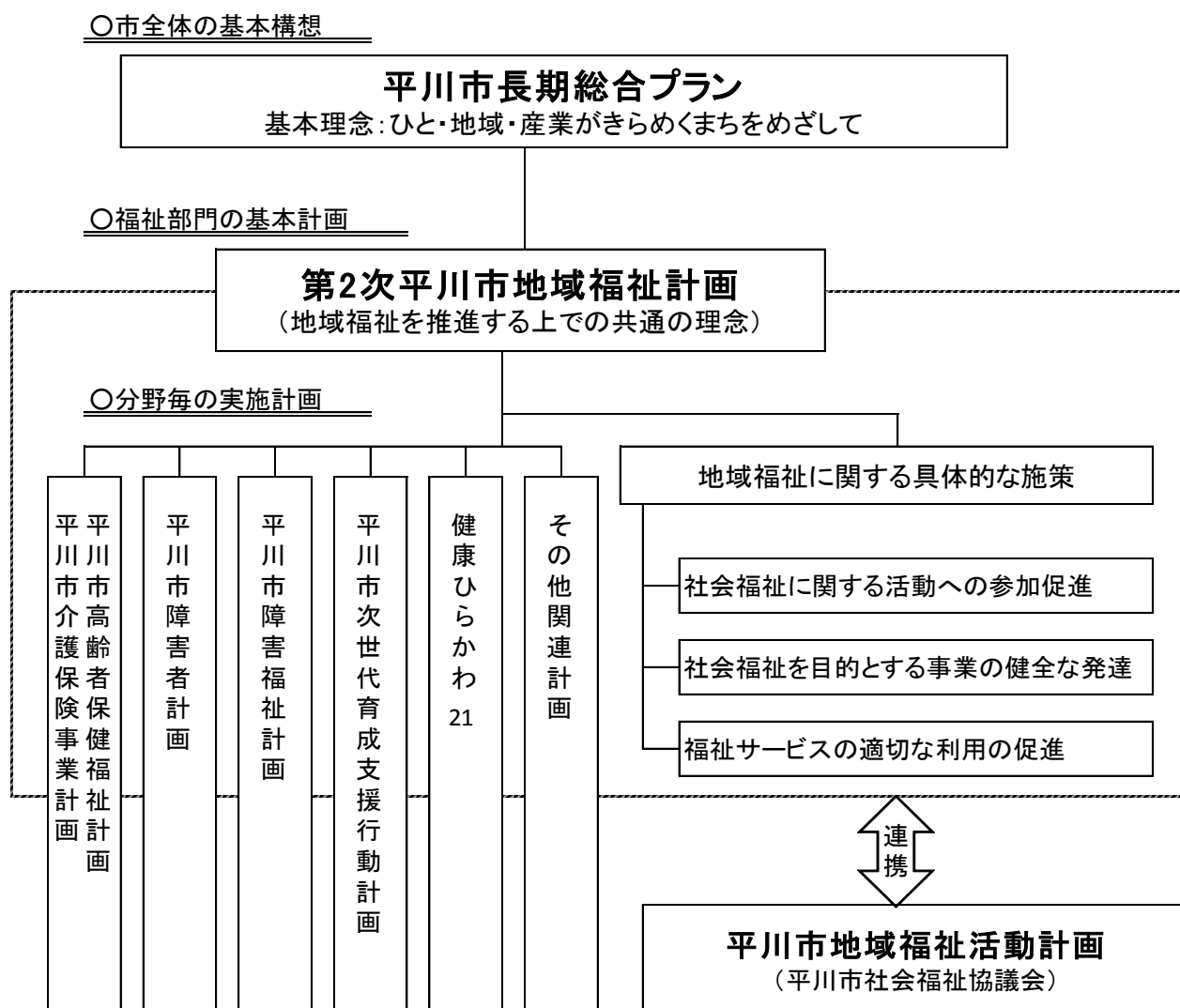
本市では、老人福祉法、介護保険法に基づく「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」および「健康ひらかわ21」があり、これらの対象者ごとに定めた福祉保健分野の個別計画と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、その他の関連計画における地域福祉の推進に係る施策についても、対象者にとらわれる

ことなく、これらの計画を横断的にとらえて取り扱います。

■平川市地域福祉活動計画(平川市社会福祉協議会)との関係

平成22年3月に、地域福祉活動の中核的な役割を持つ平川市社会福祉協議会が策定した「平川市地域福祉活動計画(推進期間:平成22年度から26年度まで)」は、地域住民や福祉活動団体等が地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画です。地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、「地域福祉活動計画」と整合を図っていきます。

地域福祉計画の位置づけのイメージ



■ 計画の対象

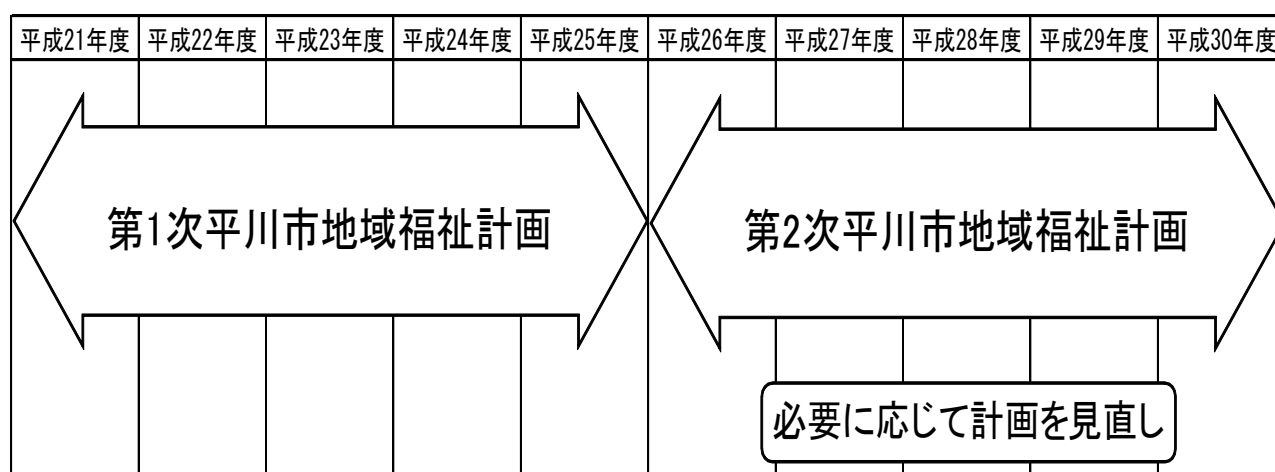
本計画は、支援を必要とする高齢者や障がいのある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、本市に居住するすべての人が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、市行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、市民、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。

5 計画期間

「平川市地域福祉計画」は、平成21年3月に5ヶ年計画として策定されましたが、この間の社会情勢や地域社会の変化に合わせて、第1次計画における基本的部分を継承しながら、さらに、新たな視点による項目の追加、事業の展開を図るなど、第2次計画として見直しを図りました。

計画期間は、平成26年度からの5年間としますが、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、各種団体の代表者、事業者などで構成する「平川市地域福祉計画策定委員会」を組織し、地域福祉の推進に向けた意見をいただきました。

また、庁内の関連計画担当者、社会福祉協議会職員で組織する「地域福祉計画策定委員会作業部会」を設置し、協議・検討を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯数

総人口は減少傾向にあり、平成20年の34,595人から平成24年の33,392人と、5年間で1,203人減少しています。年齢3区分人口を見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。高齢化比率は、5年間で1.8ポイント増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

また、世帯数は増加の傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少し続けており、核家族化、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加などによる世帯の小規模化の進行がうかがえます。

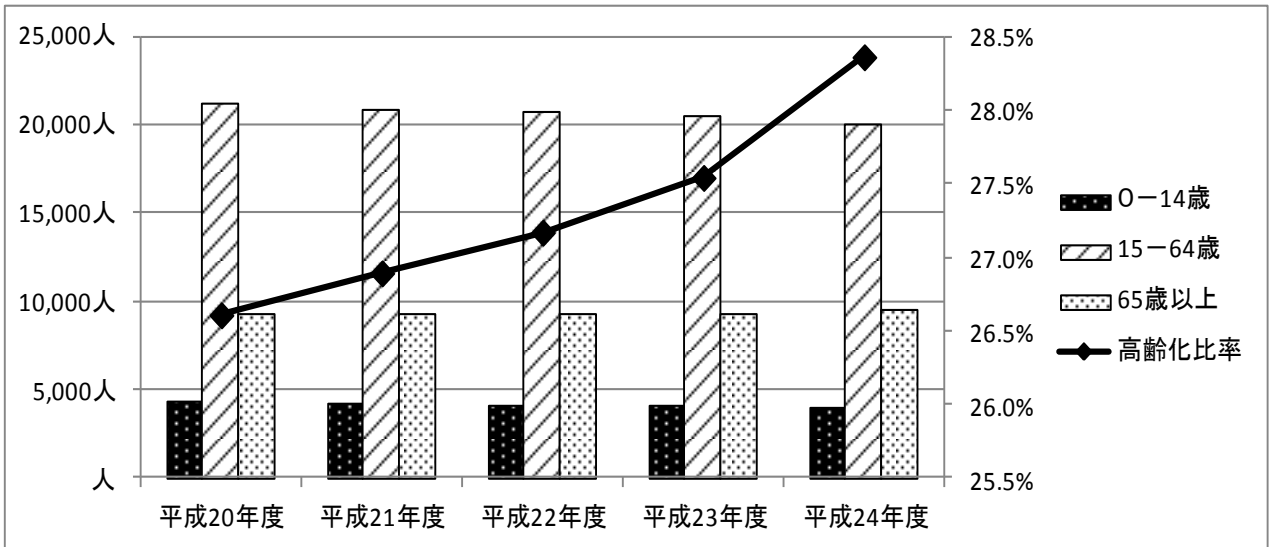
人口と世帯の推移

（単位：人、％）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0－14歳	4,275	4,204	4,061	4,011	3,891
15－64歳	21,115	20,865	20,640	20,413	20,030
65歳以上	9,205	9,222	9,215	9,284	9,471
高齢化比率	26.6%	26.9%	27.2%	27.5%	28.4%
世 帯 数	11,057	11,124	11,231	11,357	11,517

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

年齢3区分人口と高齢化比率の推移



2 出生数の推移

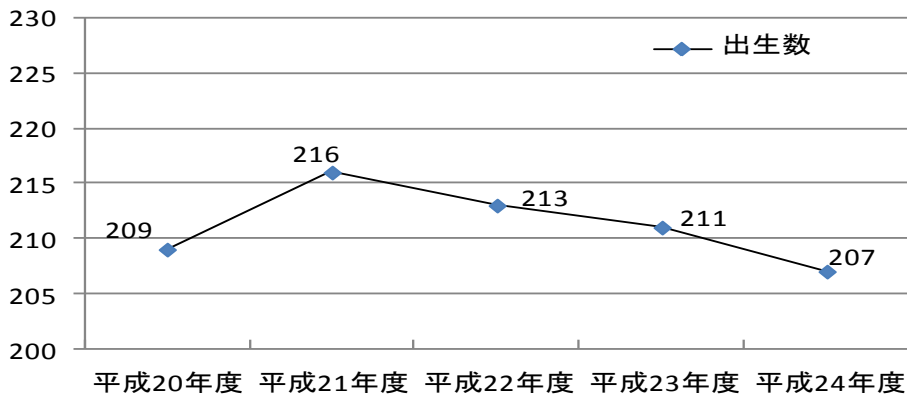
本市の出生数は、平成20年に急激に減少した影響で、平成21年に一時的に増加したものの、平成22年以降、再び減少傾向に転じ、少しずつではありますが年々減少しています。

出生数の推移

(単位：人)

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	209	216	213	211	207

資料：青森県人口動態統計（各年1月～12月）



3 高齢者（65歳以上）世帯数の推移

65歳以上の一人暮らし世帯について、平成20年度以降の住民基本台帳数値からの推移をみると、年平均0.8%の比率で増加しており、今後も増加していくものと思われます。

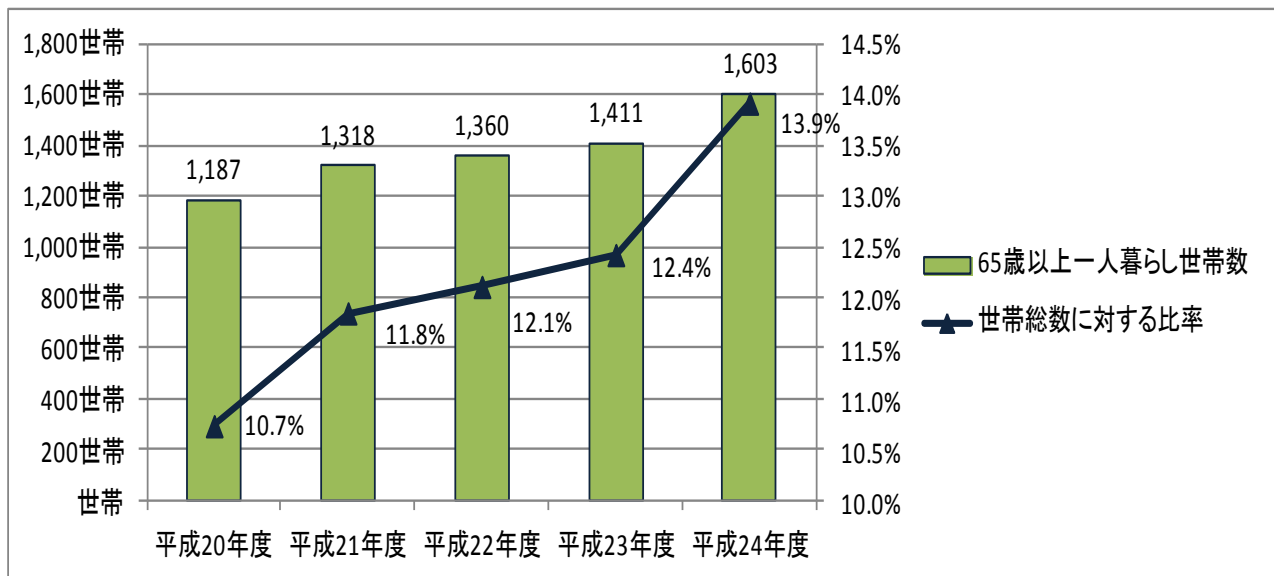
高齢者世帯数

(単位：世帯、人、%)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
世帯総数	11,057	11,124	11,231	11,357	11,517
65歳以上一人暮らし世帯数	1,187	1,318	1,360	1,411	1,603
世帯総数に対する比率	10.7%	11.8%	12.1%	12.4%	13.9%

(資料：住民基本台帳)

高齢者世帯数と世帯総数に対する比率



4 高齢者（65歳以上）に占める要介護等認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者は、平成25年3月末現在で2,066人となって

います。過去の推移をみると、全体的ゆるやかな増加傾向にあります。高齢化に伴い、今後さらに認定者数の増加が見込まれます。

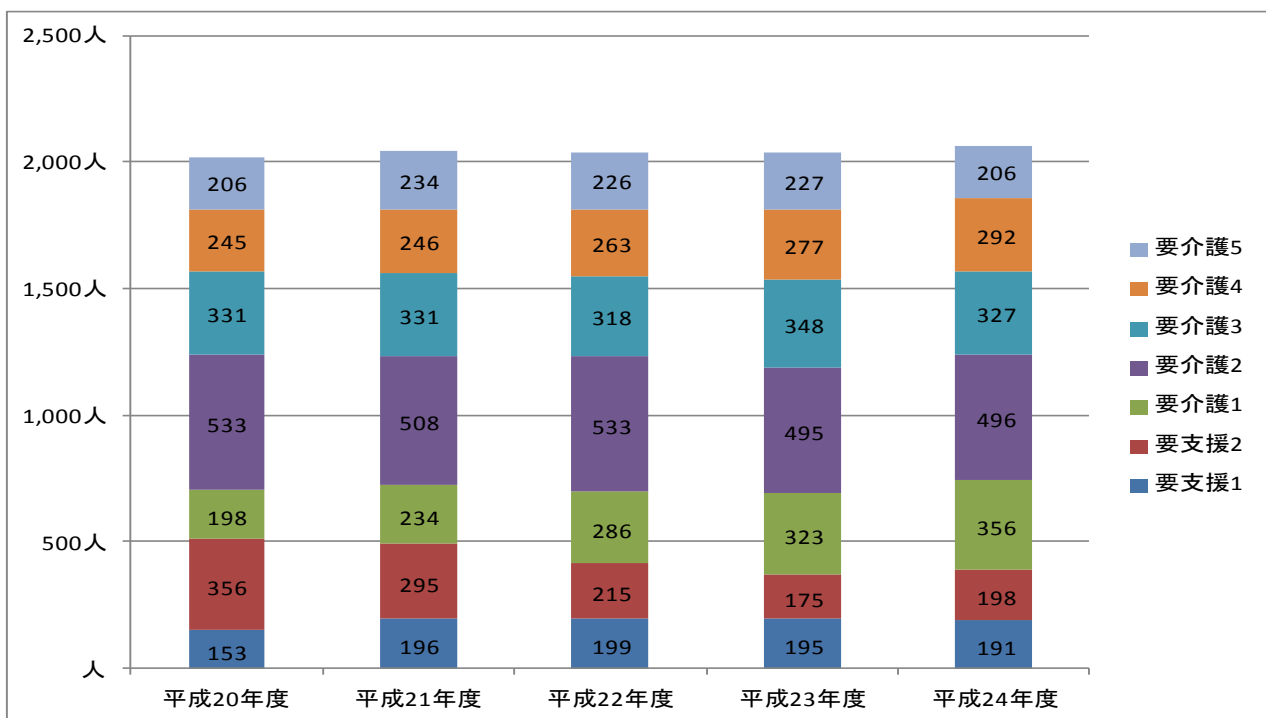
要介護度別認定者数

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
要支援1	153	196	199	195	191
要支援2	356	295	215	175	198
要介護1	198	234	286	323	356
要介護2	533	508	533	495	496
要介護3	331	331	318	348	327
要介護4	245	246	263	277	292
要介護5	206	234	226	227	206
合 計	2,022	2,044	2,040	2,040	2,066

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

要介護度別認定者数の推移



5 障害者手帳等所持者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成20年度と24年度の数値で比較すると微増となっています。

愛護手帳と精神保健福祉手帳については、いずれも年々増加傾向にあり、特に愛護手帳所持者の伸び率が高くなっています。

障害者手帳等所持者数

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体障害者手帳	1,494	1,519	1,532	1,592	1,597
愛護（療育）手帳	267	269	269	272	285
精神障害者保健福祉手帳	183	190	217	212	211

資料：身体障害者管理台帳

障害者手帳を所持することによる各種制度（主なもの）

○重度心身障害者医療制度（重度医療）制度

内 容：障害者が病院等で支払う自己負担分の医療費の助成

対象者：身体障害者手帳1、2級及び内部障害3級の人・愛護（療育）手帳Aの人・精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※年齢、所得等の制限があり

○障害者有料道路通行料金割引制度

内 容：障害者が有料道路を通行する際の割引制度（利用料金が5割引）

対象者：①身体障害者の方が自ら運転する場合 ②身体障害者手帳「第1種」の方、重度の愛護（療育）手帳の方が同乗し、障害者以外の方が運転する場合

○NHK放送受信料の減免制度

内 容：障害の内容等によるNHK放送受診料の減免制度

対象者：【全額免除】身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】世帯主が視覚や聴覚に障害者がある場合や重度の障害者である場合

6 生活保護の状況

本市の生活保護受給状況は、高齢者世帯の増加、長引く不況による雇用情勢の悪化、障害者（精神疾患）の増加、離婚等による母子家庭の増加などにより、年々増える傾向にあります。

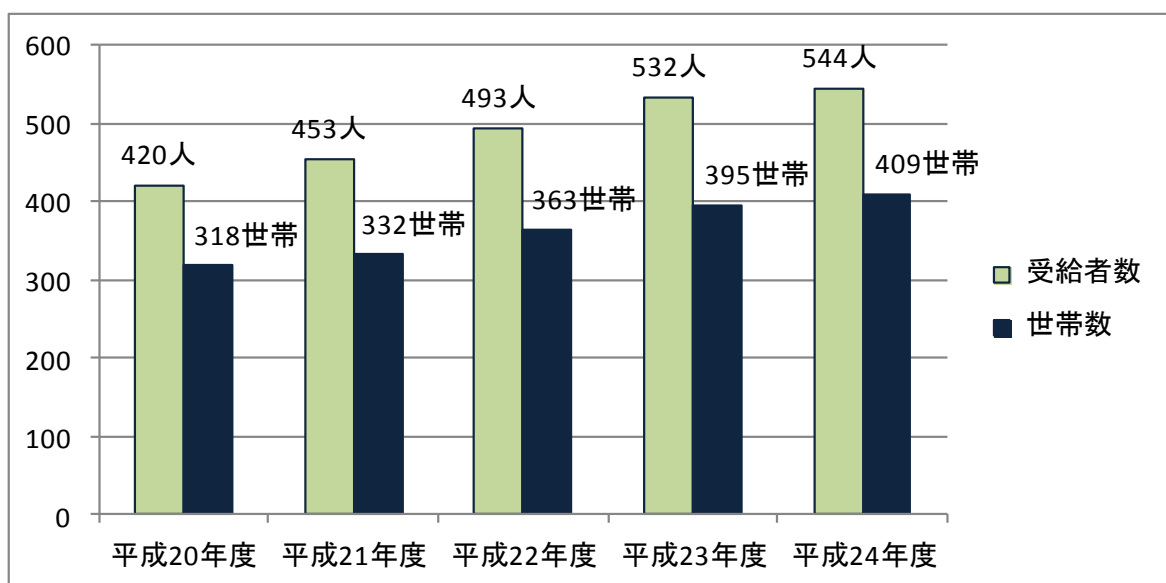
生活保護の状況

（単位：人、世帯、‰、％）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受給者数	420	453	493	532	544
世帯数	318	332	363	395	409
保護率（‰）	12.08	13.15	14.16	15.74	16.22
全世帯比率（％）	2.88	2.98	3.23	3.48	3.55

資料：福祉行政報告

生活保護受給者数と世帯数の推移



7 主要死因の状況

死亡原因を見ると、悪性新生物、心疾患、肺炎が大半を占めており、3大生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡者数も多い状況が続いています。一方、自殺による死亡者数は年々減少傾向にあります。

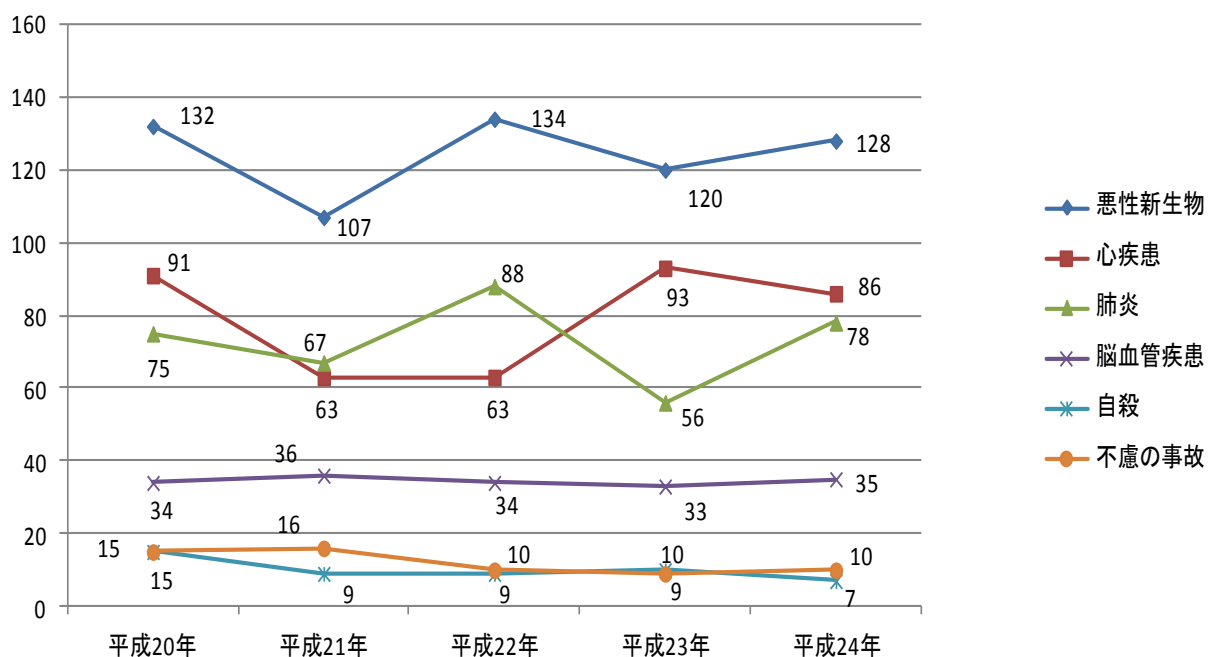
主要死因別死亡者数

(単位：人)

死亡原因	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
悪性新生物	132	107	134	120	128
心疾患	91	63	63	93	86
肺炎	75	67	88	56	78
脳血管疾患	34	36	34	33	35
自殺	15	9	9	10	7
不慮の事故	15	16	10	9	10

資料：青森県人口動態統計（各年1月～12月）

主要死因別死亡者数の推移



8 健診受診者数の状況

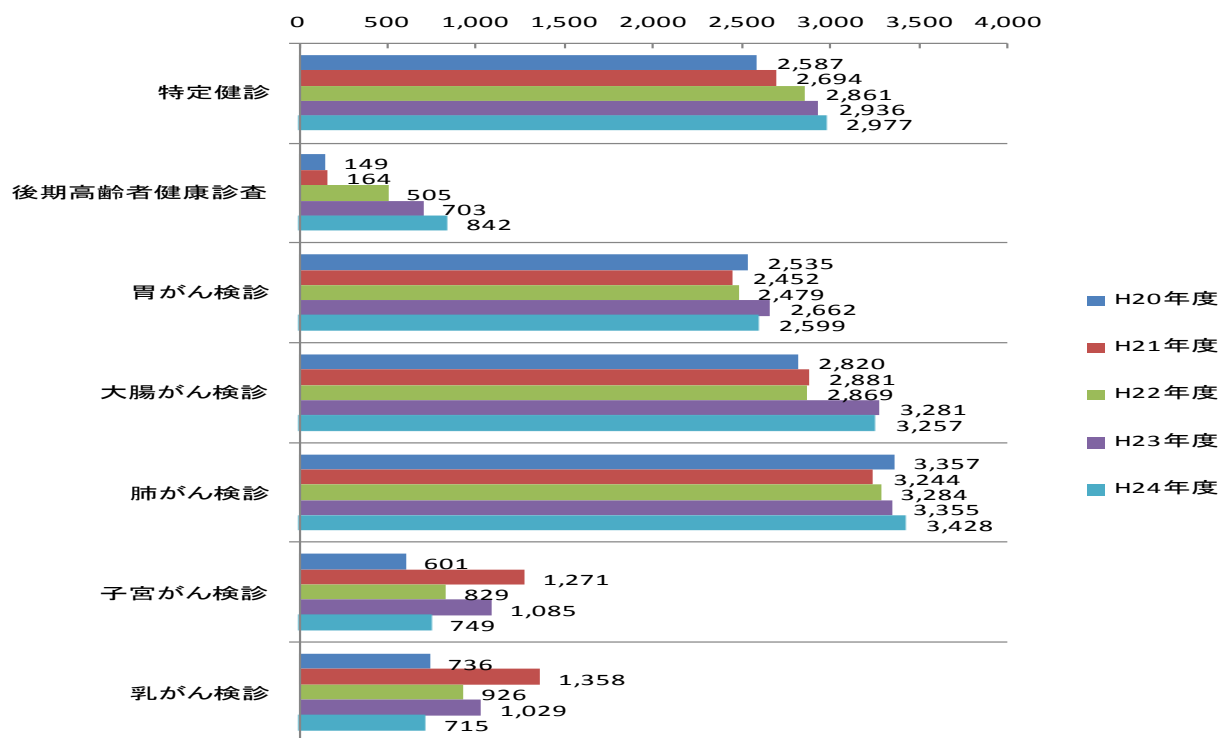
特定健診、後期高齢健康診査とも受診者数は年々伸びている状況です。また、各がん検診についても伸びていますが、子宮がん・乳がん検診は、隔年受診となるため、受診者が多い年と少ない年を交互に繰り返している状況です。

健診受診者数

(単位：人)

種 別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乳がん検診	736	1,358	926	1,029	715
子宮がん検診	601	1,271	829	1,085	749
肺がん検診	3,357	3,244	3,284	3,355	3,428
大腸がん検診	2,820	2,881	2,869	3,281	3,257
胃がん検診	2,535	2,452	2,479	2,662	2,599
後期高齢健康診査	149	164	505	703	842
特定健診	2,587	2,694	2,861	2,936	2,977

資料：保健活動のまとめ



9 乳幼児健診実施状況

本市の乳幼児健診は1歳6か月児健診、3歳児健診とも毎月1回実施しており、受診率は100%から96%台を推移しています。乳幼児健診対象者は、出生数と相対関係にあるため、今後減少傾向が進むと予想されます。

乳幼児健診実施状況

(単位：人、%)

年 度	1歳6か月児健診			3歳児健診		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
平成20年度	238	238	100.0%	256	254	99.2%
平成21年度	238	233	97.9%	243	240	98.7%
平成22年度	199	195	98.0%	232	227	97.8%
平成23年度	220	213	96.8%	239	236	98.7%
平成24年度	218	215	98.6%	211	205	97.2%

資料：保健活動のまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ

本市は、「平川市長期総合プラン」において、「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」を基本理念に掲げ、「地域住民との協働できらめくまち」を将来像にまちづくりを進めています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標としてその実現をめざしています。

本計画の上位計画である長期総合プランの、福祉分野の基本目標でも示されるとおり、地域福祉は地域の支えあいによる取り組みが重要であり、それには、住民一人ひとりが自分には何ができるかを考え、実行に移し、人それぞれのアプローチで地域づくりに関わるのが大切です。

この地域福祉を推進するため、本計画においても第1次計画の基本理念である「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」を継承しました。

基本理念の「支えあい しあわせづくりのまち」を実現するためには、担い手である平川市に住んでいる人、働いている人など地域住民、町会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政など共に生きるすべての人々の力が必要であり、すべての市民が協働して、本計画に取り組むことが重要になります。

2 計画の基本目標

本計画は、めざすべき地域福祉を実現するため、以下の基本目標を設定します。

基本目標1 地域住民による福祉活動の推進

身近な地域の住民が顔見知りとなり支えあうことは、地域での生活をよりよいものにしていく活動の出発点です。支援が必要な人の早期発見、緊急時

のたすけあい、防災、防犯上の問題等地域生活の基本的課題に関して、地域住民相互の日常のつながりは重要な役割を果たします。地域社会における多様な生活スタイルや価値観を尊重しながら、あらためて近隣づきあいの重要性を見直し、地域でのつながりを再構築するとともに、地域での福祉活動を担っていく人材づくりをしていくことは地域福祉推進の前提となる課題です。

さらに多様で複雑な地域の生活課題を解決していくには、地域団体やNPO・ボランティアが課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を生かしながら相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になります。ネットワークづくりを進めていくには、地域情報の収集・整理と情報の共有化、出会いの場や交流機会の設定、各団体間や公的機関との連絡・調整等のコーディネート機能を充実させることが必要です。

基本目標 2 福祉サービス利用の支援

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、ニーズが生じたとき、必要なサービスを適切に利用できる仕組みをつくる必要があります。高齢者、障がい者、児童等、支援を必要とする人々のニーズの早期発見と迅速な対応やサービスを利用しやすい環境づくりへの取り組みは、分野をこえた地域の共通課題となっています。

ニーズが埋もれたり、孤立化した状況が生じることのないよう、地域での住民相互の日常的な見守りや支えあいを基礎として、住民と福祉関係者、相談機関、行政が連携し、個人のプライバシーを十分尊重しながら、地域のなかで積極的にニーズを発掘していきます。

権利擁護※や苦情処理については、わかりやすい受付・相談窓口を目ざし、制度を充実させるとともに、制度の存在と趣旨を地域住民によく理解してもらい、利用しやすい雰囲気をつくりだしていくよう努めます。

※権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、痴呆症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明することです。

基本目標 3 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長し、人間性豊かな社会人として育つうえで、家庭や地域の役割は極めて大きいものがありますが、近年の出生数の減少、核家族

化、地域の関係の希薄化、女性の社会参加による保育ニーズの増大等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てについての精神的・経済的負担の増大、子育て不安の広がりがみられます。さらに、児童虐待の増加等、その内容も深刻化しており、子どもと家庭を取り巻く環境は、厳しいものがあります。

現在、必要とされているのは、未来を担う子どもたちへの支援であり、子どもを育む環境をより良いものにするため、子どもと家庭を地域や社会全体で支援していくことが求められています。

保育園・学童保育・児童館・地域子育て支援センター等の充実、ひとり親家庭への支援、保育園と幼稚園の連携強化等により、施策の総合化と充実に努めます。

基本目標 4 健康づくりの推進

我が国の平均寿命は、医療と生活水準の向上等により急速に伸び、世界有数の長寿国になっている反面、ライフスタイルの変化や高齢化の進行とともに、生活習慣病やこれに起因する介護を必要とする人々が増加し、本人や家族、社会にとっても切実な問題となっています。

そのため、健康で自立した生活ができる期間である、いわゆる「健康寿命」のさらなる延伸や生活の質の向上を図っていくことが極めて重要になっており、国では、21世紀における国民健康づくり運動である「健康日本21」を策定しています。また、平成15年には健康増進法が施行され、国民には、自らの健康の増進に努めることを求め、行政には、その努力を支援することを求めています。

健康であることは、すべての人々の願いであると同時に、一人ひとりを取り組まなければ達成できないことでもあります。本市においても、高齢化が見込まれ、また、偏った食生活や運動習慣の乏しさ等多くの健康課題も浮かび上がっており、疾病の早期発見や治療にとどまらず、積極的に健康を増進し、疾病の発症を予防する「一次予防※」に重点をおいた対策の推進が求められています。

※一次予防

疾病の発生そのものを予防することを指します。適正な食事を食べ、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げるなどして健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病を予防するなどが一次予防となります。

基本目標 5 在宅での自立生活支援

多くの高齢者・障がい者は、介護を要する状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを願っています。これを実現するためには、一人ひとりの心身の状態や生活状況の変化にきめ細かに対応できる多様で柔軟なサービスが提供され、自分や家族の意思で選択し、可能な限り自立した生活を営んでいくことが望まれます。

本人の立場にたち、一人ひとりにあった多様で質の高いサービスが供給され、在宅での自立した生活を支援していくことを目指します。

基本目標 6 すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり

すべての住民が年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、人権を尊重しあい、安心して生活できるまちをつくるために、ユニバーサルデザイン※の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進します。

また、安心した地域生活を送ることを考えるうえで、防災・防犯をめぐる課題は、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故を未然に防止し、被害の拡大をくいとめるための活動を行い、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことです。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ	1 地域住民による福祉活動の推進	(1)地域福祉ネットワークの構築
		(2)社会福祉協議会との連携による活動の推進
		(3)ボランティア・NPO活動の推進
		(4)小地域福祉活動への支援
	2 福祉サービス利用の支援	(1)相談体制の充実
		(2)低所得者福祉の充実
	3 子育て支援の充実	(1)保育・子育てサービスの充実
		(2)ひとり親世帯に対する支援
		(3)子どもの安全の確保と健全育成
	4 健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進
		(2)母子保健事業の充実
	5 在宅での自立生活支援	(1)高齢者福祉事業の展開
		(2)介護保険事業の展開
		(3)障がい者の自立生活促進
	6 すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり	(1)バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
		(2)災害時要援護者に配慮した防災対策の推進
		(3)地域防犯体制の推進
		(4)交通安全対策の推進
		(5)権利擁護体制の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 地域住民による福祉活動の推進

(1) 地域福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

現状のネットワークの状況は、高齢者虐待防止ネットワークや障がい者虐待防止ネットワーク、認知症見守りネットワーク、社協によるほのぼの交流協力員ネットワークなど、それぞれの分野で展開していますが、それぞれのネットワーク間での連携は図られていません。

各分野でネットワークの構築を求められていますが、各種ネットワークを構成するための委員や会議のメンバーについては重複した方が選任されているなどの課題を抱えています。それぞれのネットワーク間の連携や一元化が必要とされています。

【施策の方向性】

① 総合ネットワークの構築

民生委員児童委員や行政委員、社会福祉協議会（ほのぼの交流協力員、福祉安心電話協力員、老人クラブ連合会会員）、市民、関係機関（郵便局、駐在、新聞配達等）等の様々な人的資源と連携を図ることで、高齢者や障害者を含めた多種多様な方々に対する総合見守りネットワークを構築します。

総合見守りネットワークで把握した個別ニーズや地域ニーズに関しては、相談窓口や社会福祉協議会のワーカーを通じ、地域住民や関係者との連携しながら課題解決に向けて支援します。

② ほのぼのコミュニティ21推進事業

平川市社会福祉協議会に見守りネットワークコーディネーターを配置し、ほのぼの交流協力員事業等を主体とし、小地域における住民主体によ

る見守り活動や支え合い体制の構築、福祉コミュニティの形成を促進します。

(2) 社会福祉協議会との連携による活動の推進

【現状と課題】

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会は、活動のより一層の活性化や機能の充実が求められています。社会福祉協議会の地域福祉活動の充実と、地域福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民参加のための積極的な支援が求められています。

【施策の方向性】

① 社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として社会福祉協議会を位置づけ、その基盤の強化と事業の充実を支援します。

市の地域福祉計画と平川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図り、施策の実現を図ります。

(3) ボランティア・NPO活動の推進

【現状と課題】

ボランティア活動には、福祉や地域安全、環境・まちづくり、教育・文化など多様な分野があり、その内容も介護や子育てなど生活に身近なものから、地域安全や環境美化など地域に関わるもの、さらには国際貢献など海外レベルに至るまでさまざまです。また、活動主体も個人と団体・組織があり、ボランティア活動への関わり方も人それぞれです。

重要なのは、ボランティア活動をある特定の人々の活動という認識ではなく、地域社会の一員である市民一人ひとりの活動であることを自覚し、ともに支えあい、ともに生きる地域社会の形成に向けて、活動規模の大小や内容に関わらず、住民、NPO、行政が協働してボランティア活動を進めていく必要

があります。

福祉サービスの提供主体としての期待を背景に、身近な地域での支えあいを促進するため、一層ボランティア活動の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

①啓発活動の充実

協働による地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

②相談体制や情報提供の充実

ボランティア活動をしたい人と、必要とする人等とのコーディネートと活動相談・支援の充実を図ります。

③ボランティア・NPO活動への支援

地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

(4) 小地域福祉活動への支援

【現状と課題】

平川市社会福祉協議会が行っている助成金を活用した町会単位による小地域福祉活動は、約7割の町会並びに町会福祉会（部）により実施されており、高齢者に対する食事会の実施やほのぼの交流協力員の後方支援、小規模除排雪事業、各種交流会の開催といった活動が展開されています。

社会福祉協議会への助成金申請の有無が小地域福祉活動の実施に直結するわけではありませんが、残りの3割の町会では小地域福祉活動の展開が見えない状況となっています。

自主防災組織や小規模除排雪事業により、共助による雪への取り組みは、少しずつ増えてきているが、全体の3割程度の町会にとどまっており、実施

体制の支援も含めた推進が必要とされます。

【施策の方向性】

①小地域福祉活動の把握と支援

平川市社会福祉協議会で助成している小地域福祉活動事業を展開する町内会や町会福祉会（部）の活動内容について把握し、必要に応じて福祉情報の提供や連携を図ります。

また、豪雪対策に取り組んでいる自主防災組織や地域で助け合う雪対策モデル事業実施町会、社会福祉協議会で助成している小規模除排雪事業実施町会等の情報を収集し、地域住民が適切な雪の支援を受けられるよう助言します。

②地域で助け合う雪対策事業の実施

高齢化が今後さらに進み雪処理の担い手が不足することを見据え、共助力の高い地域をつくり、地域内におけるきめ細やかな雪処理の仕組みづくりを行うこととし、よりよい方法を模索するため、「地域で助け合う雪対策モデル事業」の実施を図ります。

特に雪処理が抱える問題は「福祉」「防災」「土木」など複数の分野にまたがるものであり、また地域によって抱える問題が異なることから、本事業の終了後に、事業を実施したモデル地区との意見交換会を行うなど、地域の意見を聞きながら課題を整理し、高齢化の進行に対応したよりよい雪処理の仕組みづくりを進めます。

2 福祉サービス利用の支援

（1）相談体制の充実

【現状と課題】

子育てに関する相談は福祉課こども家庭係、健康推進課母子保健係、高齢者福祉に関する相談は介護保険課地域包括支援係、障がい福祉に関する相談

は福祉課障がい支援係が主として担っています。

現在の福祉制度やサービスは、そのほとんどがサービスを必要とする当事者個人を対象としていますが、制度やサービスの内容は複雑になっており、高齢者や障がい者の中には、福祉サービスがよくわからない、申請の手続きに自信がない、億劫に感じるといった人が少なくありません。

このため、相談者に対する多方面にわたる福祉サービス情報の提供やさまざまな支援が求められており、今後さらに相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

①相談体制の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等福祉の全分野について、住民の視点から相談しやすく、分かりやすく、ニーズにあった相談体制の充実を図ります。

また、相談が気軽にできるよう関係部局・関係機関との連携・協力や専門家等によるバックアップ体制をとりながら、相談窓口の業務内容を充実していきます。

②関係機関との連携強化

庁内関係部局、関係機関、有識者等で、相談体制の連携を強化します。

また、相談関係機関の団体等に関しても、気軽に相談できるよう強化を図っていきます。

(2) 低所得者福祉の充実

【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。国では、こうした状況に対応するため、現在、新しい生活困窮者支援体系の構築と生活保護制度の見直しに総合的に取り組んでいます。

本市においても、生活保護に至らない低所得者層に、各種福祉資金制度を周知、紹介するとともに、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実を図り、必要な支援を行ってきました。

今後も生活の安定を図るため、就労への支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

【施策の方向性】

①生活困窮者自立のための相談支援

市担当課に相談員を配置し、生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援を行ない必要な情報の提供および助言を行います。

また、生活困窮者の抱える課題を評価、分析し把握したニーズに応じた支援が行われるよう自立支援計画を作成し生活困窮からの脱却を支援します。

②生活困窮者住居確保への支援

生活困窮者のうち離職等の事由により、経済的に困窮し住宅の所有や権利の喪失、家賃の支払いが困難になった方に対して、就職のために住居を確保する必要があると認められる場合の支援を図ります。

3 子育て支援の充実

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子化の進行をはじめ、核家族化、地域社会・家庭環境の変化など、子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、子育てについての負担や不安が高まっており、子育て支援のあり方についても大きく変化しています。子どもを安心して産み育てるために、家庭・地域・学校等が連携した支援や次世代を担う子どもたちを地域が支援して育むための環境整備、育児不安の解消に向け

た支援体制の確立が必要となっています。

また、発達障がい児の早期発見・療育、保育、就学、就労までの継続的な支援や幅広く市民ニーズを把握した保育体制の充実、幼稚園との連携による子育て支援体制の充実強化が求められています。

【施策の方向性】

① ニーズに合わせた保育機能の充実

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに対応する保育サービスの実施に向けた、延長保育や障がい児保育、一時預かり、地域子育て支援センター事業を実施し、ニーズに合った保育所適正配置や保育機能、保育体制の充実を図るとともに、安心・安全な保育サービスを提供するための施設整備を推進します。

② 子どもが伸び伸びと育つ環境の整備

就労等により保護者が不在となる放課後における児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実や子どもが安全に遊べる居場所として、児童館や公園施設の充実を図ります。

③ 相談体制の確立

保健、福祉、学校教育等の関係機関との連携による相談及び気軽に相談に応じられる体制整備と相談援助を図ります。

④ 発達障がい児支援の充実

発達障がい児の早期発見と療育の充実を図り、保育・学校教育環境の整備を図ります。

(2) ひとり親世帯に対する支援

【現状と課題】

母子、父子などのひとり親世帯は増加傾向にあり、核家族化が進行していることなどの要因により、子どもの養育や経済的な支援だけでなく、様々な

問題を抱える家庭が増えています。このため、精神的不安の解消や就労支援等の自立支援を充実します。

【施策の方向性】

①就労支援の充実

ひとり親の生活の自立・安定のための相談援助・指導活動の拡充に努めます。また、自立に向けた資格取得や教育訓練のための支援をはじめ関係機関との連携による就労の場の提供に努めます。

②経済的支援の充実

医療費給付制度の充実や児童扶養手当等の経済的支援の充実を図ります。

(3) 子どもの安全の確保と健全育成

【現状と課題】

交通事故のみならず、近年の子どもを狙った犯罪や急速な情報化社会の進展に伴うインターネットや出会い系サイトなど消費者トラブルや、児童虐待が増えるなど、子どもを取り巻く社会の安全性が問われています。子どもたちが地域で安心して生活できるよう、交通安全はもとより、地域ぐるみの地域安全の確保、虐待の早期発見・早期対応など、生命を守るための取り組みの充実が必要です。

また、子どもの健全な育成を図るため、学校・地域と家庭が連携した活動の展開を促進するとともに、家庭教育・親育ての充実強化を図ります。

【施策の方向性】

①交通事故予防対策

交通事故を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、学校や地区PTAなどにおける交通安全に関する学習の機会を提供するとともに、交通安全意識の高揚を図るよう啓発活動を推進します。

②地域での見守りに向けた体制づくり

地域全体で児童を支え、見守りあう体制づくり推進のため、要保護児童対策地域協議会を活用した児童虐待の防止、男女が共同で子育てをする意識啓発のための各種事業の推進に努めます。

③学校・地域・家庭の連携による健全育成活動の推進

学校・地域・家庭が連携した健全育成活動の一環として、ボランティア活動の実践や地域の人々とのふれあいなど、各種の実践を通じて心の教育につながるような体験的な学習を推進します。また、子ども会育成会などの地域活動を通じて、地域における健全育成活動を促進します。さらに、家庭教育の強化・充実を図り、健全な親育ちを助長します。

4 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

平成18年の介護保険法の改正に伴い、「健康教育」「基本健康診査」「機能訓練」「訪問指導」の4事業については、65歳以上の高齢者の方は新たに創設された「地域支援事業」の中でサービスを利用することとなったため、健康増進事業は65歳未満の方が対象となりました。本市の平均寿命は全国でも下位にあるという現状に鑑み、壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病、歯周疾患等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助すること等を目的に実施しています。

【施策の方向性】

①健診体制の充実

本市の死亡原因は全国と同様に、がんや脳卒中、心疾患によるものが多く、これらの予防には、適度な運動やバランスのとれた食生活など、健康

的な生活習慣づくりに努めることが必要です。そのため、市では、健康診査の重要性を啓発し、集団健診の受診勧奨に加え、各医療機関の協力を得て個別健診による受診機会の拡大を図ります。

②健診内容の充実

内臓脂肪に着目した健康診査を実施し、生活習慣病の予防を図ります。また集団健診では、がん検診を同時に受診できる複合健診を実施し、健診内容の充実を図ります。

③保健指導の充実

生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を実施し、重症化予防を図ります。

④健診の重要性の啓発

効果的な情報提供により健診の必要性を啓発し、健診受診者の増加を図ります。

⑤予防接種の勧奨

予防接種の重要性を啓発し、接種費用の助成を図ります。

⑥健康教育、健康相談の充実

自主的に生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう知識や技術の提供を図ります。また、食育行動プランを推進します。

⑦関係機関などとの連携

自主的な健康づくりを支援するため、関係団体と連携し、市民のニーズに応えます。

⑧地域活動組織への支援

保健協力員や食生活改善推進員の活動を明確にし、市民に対して周知を図るとともに、主体性をもって活動できるように支援します。

⑨こころの健康づくり対策の充実

社会生活環境の変化に伴い、こころの健康問題を抱えている人が増加していることから、講演会などを開催し、こころの病気に対する正しい知識を啓発します。また、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

⑩歯の健康づくり対策の充実

むし歯や歯周疾患が健康に与える影響は大きく、予防に対する意識の高揚が必要です。そのため、市では、乳幼児の歯科健診の実施や、保護者に対するむし歯予防教育の充実を図ります。

また、80歳になっても、自分の歯を20本以上保つことを目標としている「8020運動※」を推進します。

※ 8020 運動（はちまるにいまる運動）

20 本以上の歯があれば、ほとんどの食物が食べられるということから、80 歳になっても20 本以上の自分の歯を保とうという運動です。平成元年、厚生省（現厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱し、全国に呼びかけたものです。

（2）母子保健事業の充実

【現状と課題】

妊婦や乳幼児の健康保持及び増進を図ること、また、妊娠時や子育て時の精神的、経済的不安を少しでも解消できるように、安心して生み育てることのできる環境をつくることを目的に実施しています。

○妊婦委託健康診査の実施

妊婦に対し、妊婦健康診査を医療機関で14回まで無料で受診できる妊婦健康診査受診票を交付。

平成24年度受診状況・・・実人員283人、延べ人員2,306人

○乳幼児健康診査の実施

4か月児健診、1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を健康センターにてそれぞれ月1回実施。

○乳児一般委託健康診査の実施

1歳未満の乳児が医療機関で無料で受診できる乳児一般委託健康診査受診票を2枚交付。(平成24年度までは1枚)

平成24年度受診状況・・・受診者数197人

【施策の方向性】

①妊婦・乳幼児健康診査の充実

妊婦委託健康診査の充実により、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図ります。

また、疾病の早期発見に努め、すこやかな成長を支援するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。

②子育て不安の軽減

相談体制の充実により子育て不安の軽減を図ります。

③乳幼児医療費の助成

市内に住所がある0歳から小学校就学前までの子どもの医療費を対象に、健康保険の被保険者または被扶養者である乳幼児の保護者の方(資格認定を受けた方)に対して給付金を支給します。

5 在宅での自立生活支援

(1) 高齢者福祉事業の展開

【現状と課題】

高齢者を対象とした地域福祉の推進には、公的なサービスに加えて地域の協働が不可欠です。しかし、現在の老人クラブやシルバー人材センターでは高齢化の進行と加入者の減少という課題を抱え、地域コミュニティ活動に困難な状況が見受けられます。一方で、これらの老人クラブ等の組織にとらわれず、一人の時間や生活を重んじる高齢者が増え、近隣住民とのコミュニケ

ーションがないまま、地域で孤立する等の問題も発生していることから、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって、生き生きとした楽しい暮らしを送るために、就業の場の確保や生涯学習への支援などに努めていきます。

【施策の方向性】

①老人クラブ活動の支援

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取り組みも行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりが図られています。今後とも、高齢者が生き生きと暮らせるよう財政的な面を含め、老人クラブへの支援に努めます。

②高齢者の生きがいづくり事業の充実

高齢者が経験と知識を生かし、創造的活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにすることができるよう、各クラブやサークル活動、生涯学習事業への積極的参加を促進します。

③シルバー人材センターへの支援

高齢者の社会参加及び福祉の増進に向け、シルバー人材センター運営経費の補助を行うことで、高齢者の就労の場を確保するとともに、働く喜びを得られる事業運営を目指し、支援していきます。

(2) 介護保険事業の展開

【現状と課題】

高齢者が、介護状態にならずに、住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送るための介護保険サービスや介護予防サービスは、重要な役割を担う事業です。

【施策の方向性】

①介護保険制度の趣旨普及の推進

広報やパンフレットを用いて、介護保険制度の内容や市の介護保険財政の運営状況等を周知し、介護保険制度の趣旨普及を図ります。

②介護保険事業の適正な運営

適正な介護給付により、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度への信頼を高め、安定的な制度運営を図ります。

③地域の特性に応じた多様かつ良質なサービス提供の促進

各地域における高齢者のニーズや既存施設の実態などを把握し、必要とされるサービスの分析を行うことによって地域の特性に応じた多様かつ良質なサービスの提供に努めます。

④介護予防事業の推進

健康寿命を延ばし、生き生きと充実した生活を送ることができるよう、心と体の機能の維持・向上を図る介護予防事業を強化、推進します

(3) 障がい者の自立生活促進

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送るには身近な相談支援体制や、障がい者一人ひとりのニーズに対応した細かなサービスの質量、量的な充実が求められています。障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等を障がい者の個々に合わせて推進していくことにより、より良い暮らしやすい環境づくりを支援する必要があります。

今後、社会福祉法人や民間事業者が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけ、居住の場の確保に努め、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していく必要があります。

また、障がい者が能力と適性に応じて働くことができるよう、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等と連携

し、就労訓練を通じて、福祉的就労や一般就労へ向けた総合的な支援を行っていますが、就労継続支援事業所の利用が増えている一方、依然として一般就労は厳しい状況にあります。

【施策の方向性】

①障害福祉サービスの適切な提供

在宅での生活を支えるためには、各種サービスの充実を欠かすことができないことから、障害者総合支援法に基づく各種サービスや支援について周知を徹底し、必要な人に適切なサービスや給付が受けられるよう環境づくりに努めます。

②居住系サービスの充実

障がい者の地域生活を支援するため、居住系サービスの拡充を事業者等の協力を得て推進します。

③障がい者雇用の促進

今後、障がい者の雇用に向けて、事業主に対して障がいのある人に対する理解を深めてもらうように、ハローワークと連携して啓発活動を積極的に行います。

6 すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

平成18年12月に高齢者や障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備を目指し、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

これを機に、バリアフリーやユニバーサルデザインについて広く認知されてきていますが、今後も高齢者や障がい者をはじめあらゆる人が安心して地

域社会のなかで生活していけるまちづくりを目指すことが必要です。

しかしバリアフリーやユニバーサルデザインについて、市内全域の施設等が整備されるまでにはまだまだ長い時間が必要なことから、現状の中で全ての市民が暮らしやすい環境を実現していくために、地域における助け合いが必要になると思われます。

【施策の方向性】

①公共施設等におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者をはじめ、すべての住民が公共施設等を安心して利用することができるように、公共建築物等はもちろんのこと民間の建築物等や公共交通機関についても、事業者の理解と協力を得ながらバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 災害時要援護者に配慮した防災対策の推進

【現状と課題】

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災、平成19年7月に発生した中越沖地震、平成23年3月に発生した東日本大震災は、大規模な災害時における地域の連帯の重要性と高齢者や障がいのある人、子どもといった災害時要援護者に対する災害発生時や避難・復興期におけるきめの細かい対応の必要性を私たちに認識させる結果となりました。

このような中、市では平川市地域防災計画に基づき、災害時の要援護者情報の共有化や避難支援体制づくりを目的とした「平川市災害時要援護者避難支援全体計画」を定めました。また、平常時から地域における要援護者の孤立化を防止するとともに、支援体制の強化等を行い、要援護者見守りネットワーク等の構築を目指しています。

【施策の方向性】

①地域における自主的な防災体制の整備

地域における自主防災組織の設置を促進するとともに、防災訓練の強化、防災マップ・防災マニュアルの点検・整備に努めます。

また、高齢者等の災害時要援護者における個別計画を整備・充実することによって、安全に避難ができるような体制の確保を図ります。

②要援護者見守りネットワークの構築

自主防災組織、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、要援護者見守りネットワークを構築し、地域の要援護者の孤立化防止に努めます。

③災害時要援護者の把握と情報の共有

災害時要援護者の把握及び情報の共有を進めるため、福祉担当部局等がそれぞれ把握している要援護者に関する情報、支援を希望する方の情報について、災害時要援護者リストとして整理し、関係部局で情報を共有します。

また、要援護者に対して、個別計画の策定について、郵送等で同意を求めるなど個別に働きかけて情報を収集し、災害時要援護者台帳の整備・充実に努めます。

④安全・安心なまちづくりに対する啓発活動の推進

災害発生時に迅速な対処ができ、病気等の緊急事態が生じた際も安心して生活できるよう、地域での助け合いによるまちづくりに資するボランティア等を育成します。また、継続的に啓発活動を行い、市民意識の向上を図ります。

⑤災害時における情報提供システムの構築

災害発生時においては、その情報が十分に地域住民に周知徹底されるよう防災行政無線の充実、戸別受信器の導入促進による情報提供システムの整備・充実に努めます。

(3) 地域防犯体制の推進

【現状と課題】

地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、自転車の盗難や空き巣、万引きなどに加え振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が増加しています。

家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

①地域における防犯体制の整備

犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、犯罪情報の提供や、関係機関・団体や地域との連携による防犯活動の充実を図ります。また、市民生活の安全を図るため防犯施設の整備に努めます。

(4) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

市民の日常生活での行動範囲の広域化や産業・経済活動の24時間化などのライフスタイルの多様化に伴って、自動車保有台数が増加しています。

今後、交通事故の増加、特に交通弱者と言われる子どもや高齢者の交通事故が懸念されることから、安全対策の強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

①交通安全環境の向上

交通事故から住民を守るため、住民一人ひとりが「事故に遭わない・起こさない」という交通安全意識の普及・啓発活動を推進し、交通マナーと交通安全モラルの向上を促すとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。

②交通安全対策の推進

交通事故の件数を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、老人クラブや町会などの地域における交通安全に関する学習の機会を充実し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の啓発活動を推進します。

(5) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

介護保険法の制定や社会福祉基礎構造改革、支援費制度、障害者自立支援法の制定等により福祉サービスの利用も「措置」から「契約」へ移行しており、移行する過程の中で認知症や障がいにより判断能力が不十分な方々を支援する仕組みが構築されてきました。

本市においても日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用している方も増えてきておりますが、権利擁護に関する事業や制度について、より一層の周知・啓発に努める必要があります。

また、子どもや高齢者、障がい者、女性などに対する虐待や暴力はあってはならないことであり、特に生命や人権侵害につながる場合、未然に防止対策を講ずることが不可欠です。

市の福祉課や介護保険課では、虐待の防止や早期発見のため、相談・通報窓口を設置し、虐待を受けている本人の状況を確認し、必要な場合は保護措置や介入支援を行い、虐待者に対しては関係機関と連携し、虐待に至った原因を調査し、共に問題の解決を目指しています。

また、関係機関と連携した虐待防止ネットワークを構築して、個別のケース検討会議や対応方法等を協議したり、市民に対しては意識啓発の周知などに取り組んでいます。

【施策の方向性】

①判断能力が不十分な方への支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりを行う日常生活自立支援事業を実施している平川市社会福祉協議会と連携し、判断能力が不十分な方への支援に努めます。

また、判断能力が著しく低下した方に対しては、地域包括支援センターや平川市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターと連携し、成年後見制度の活用や制度の利用支援に努めます。

②児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、近隣において児童虐待を発見した場合の対処方法、連絡方法を明確にし、周知します。また、地域住民同士での見守り活動を推進するとともに、親に対するカウンセリングの機会を充実させ、児童虐待発生の未然防止に努めます。

③高齢者虐待防止対策の充実

市民に対する意識啓発を図るとともに、高齢者については、地域包括支援センターに配置している保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等と連携し、相談支援体制を強化しています。

また、専門機関の介入を円滑に実施するために、関係機関と連携し高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しています。

④障がい者虐待防止対策の充実

障がい者の虐待防止について、関係機関と連携し、虐待を受けた障がい者の人権を保護し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。

⑤女性などに対するDV防止対策の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力で、犯罪ともなる許されない行為です。

市では相談窓口を設置し、相談支援を行い、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進

だれもが安心して充実した生活を送るためには、人と人とのつながりや、それぞれが持つ力を生かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、社会福祉協議会、行政の連携協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

(1) 住民との連携推進

地域福祉を推進するうえで、最も重要なことは、住民一人ひとりが地域づくりの力であり、福祉を支える担い手であるという意識を持つということです。

そのために、地域の行事やボランティア活動への参加など、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちとの連携・協働により解決を図ります。

(2) 団体・事業者との連携推進

団体・事業者の持つ専門知識や技術、施設の提供や豊かな人材を生かしたボランティア活動など、地域の活性化や福祉の増進となるよう連携・協働を図ります。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民活動への援助、事業に関する調査、普及助成事業を行っています。

本計画と住民活動の協議・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化する「地域福祉活動計画」により市と社会福祉協議会がより一層連携を深めながら地域福祉の推進に努めます。

(4) 行政の役割

住民一人ひとりのしあわせづくりをめざして、地域福祉を推進する関係機関・団体等と連携・協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に考慮し、福祉施策を総合的に進めます。

參考資料

平成25年11月1日
平川市告示第133号

平川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平川市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するために設置する、平川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部福祉課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、平川市職員のうちから市長が任命し、平川市社会福祉協議会職員のうちから市長が委嘱する。

3 作業部会員の任期は委員の任期と同様とする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

平川市地域福祉計画策定委員

委員長 今 俊 一 副委員長 小山内 義 通

委嘱期間:平成25年12月1日～平成26年3月31日

No.	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	今 俊 一	平川市ボランティア連絡協議会
2	社会福祉施設関係者	今 井 隆 太	社会福祉法人 ほほえみ
3		花 田 寛 之	社会福祉法人 直心会
4		小田桐 輝 雄	平川市保育連絡協議会
5	地域住民代表者	岩 淵 河治郎	平川市行政委員連絡協議会
6		成 田 武 俊	平川市保育園連合父母の会
7		小山内 義 通	平川市民生委員児童委員協議会
8	市長が必要と認める者	駒 井 祐 正	平川市社会福祉協議会
9	関係行政機関職員	對 馬 光 弘	平川市市民生活部健康推進課長
10		小 林 留美子	平川市市民生活部介護保険課長

平川市地域福祉計画策定委員会作業部会員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名
1	社会福祉協議会地域福祉課	主 査	佐 藤 毅 信
2	社会福祉協議会地域福祉課	主 事	北 山 倉 栄
3	市民生活部福祉課	障がい支援係長	小田桐 洋
4	市民生活部福祉課	こども家庭係長	小田桐 啓 子
5	市民生活部介護保険課	介護保険係長	小笠原 健
6	市民生活部介護保険課	地域包括支援係長	赤 平 隆一郎
7	市民生活部健康推進課	健康増進係長	三 上 庚 也
8	企画財政部企画財政課	企画調整係長	佐 藤 崇
9	総務部総務課	交通防災係長	對 馬 一 俊
10	建設部都市計画課	建築係長	齋 藤 健 哉

事務局：市民生活部福祉課福祉総務係

計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 12 月 25 日	第 1 回平川市地域福祉計画策定委員会作業部会開催
平成 25 年 12 月 26 日	第 1 回平川市地域福祉計画策定委員会開催
平成 26 年 1 月 23 日	第 2 回平川市地域福祉計画策定委員会作業部会開催
平成 26 年 1 月 28 日	第 2 回平川市地域福祉計画策定委員会開催
平成 26 年 2 月 27 日	第 3 回平川市地域福祉計画策定委員会作業部会開催
平成 26 年 3 月 20 日	第 3 回平川市地域福祉計画策定委員会開催

第2次平川市地域福祉計画

発行年月 平成26年3月

発行 平川市

編集 市民生活部福祉課（平川市健康センター内）

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山16番地1

TEL 0172-44-1111（代表）FAX 0172-44-0068